

国の地方バス路線維持費補助制度の概要

(1) 生活交通路線維持費補助

地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通路線の運行費等について、都道府県と協調して支援

→「生活交通路線」とは、複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線的な路線

＜補助対象事業者＞

乗合バス事業者

＜補助対象経費＞

◆路線維持費補助・・・補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象系統ごと）。ただし、一定の限度額を設定

◆車両購入費補助・・・実費購入費（消費税抜き）から10%を控除した額。ただし、一定の限度額を設定

＜負担率＞

国が1／2、都道府県が1／2を補助

(2) 特別指定生活路線運行費補助

地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する特別指定生活路線の運行費について、都道府県等と協調して支援

→「特別指定生活路線」とは、生活交通路線又は鉄道駅等に接続する路線において先駆的な取組み（スクールバス等との一元化、路線の再編による効率化等）を行う路線

＜補助対象事業者＞

乗合バス事業者及び市町村（市町村の委託により道路運送法21条2号の許可を受けて運行を行う貸切バス事業者を含む）

＜補助対象経費＞

◆路線運行費補助・・・補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象系統ごと）。ただし、一定の限度額を設定

◆車両購入費補助・・・実費購入費（消費税抜き）から10%を控除した額。ただし、一定の限度額を設定

＜負担率＞

国が1／2、都道府県等が1／2を補助